西区の違反建築物に対して、是正措置命令を発令しました。

横浜市西区の違反建築物について、これまで建物所有者等に対して是正するよう指導してきましたが、是正されないため、令和2年12月24日付で、建築基準法第9条第1項の規定に基づき、是正措置命令を発令し、同条第13項の規定に基づく標識を現地に設置しました。

1 建築物の概要

建物所有者	株式会社虹月		
	代表取締役 林 惠子		
建築場所	西区浅間町4丁目350番の15		
地 域 地 区	近隣商業地域		
	用 途 事務所、共同住宅		
 建築物の概要	構 造 鉄骨造、木造		
建築物の概安	階数 地上4階		
	延べ面積 約260㎡	約260 m²	



2 違反の概要

本件建築物は、無届により4階をオーナー住宅として木造で増築し、3階を事務所から共同住宅の用途に変更されました。その結果、火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために、壁や柱等は耐火に関する性能が要求されますが、その性能がないことで違反となっております。その他、違反条項は以下のとおりです。

				建築基準法第27条第1項 (耐火建	は築物等としなければならない特殊建築物)
				建築基準法第35条 (特殊建築物	か等の避難及び消火に関する技術的基準)
				建築基準法第36条 (この章の規定を実施	iし、又は補足するため必要な技術的基準)
				建築基準法第 56 条第1項第1号及び同	司条第7項 (建築物の各部分の高さ)
違	反	条	項	建築基準法第 61 条	(防火地域及び準防火地域内の建築物)
進	X	木	乜	建築基準法施行令第 112 条第 11 項	(防火区画)
				建築基準法施行令第 114 条第1項	(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)
				建築基準法施行令第 126 条の 6	(非常用の進入口の設置)
				建築基準法施行令第 126 条の7	(非常用の進入口の構造)
				横浜市建築基準条例第6条	(屋外への出口、避難通路等)

3 措置命令の内容

命	令	内	容	本件建築物の一部の除却及び一部の使用制限
命	令 多	6 令	口	令和2年 12 月 24 日
履	行	期	限	令和3年3月 26 日

4 主な指導経過

令和2年7月27日	無届で事務所ビルの増築工事が行われている、との情報提供 があり、その後、繰り返し指導を行う
9月24日	共同住宅部分の入居募集が不動産掲載情報 (ホームページ 上) に掲載されていることを確認
9月28日	建築基準法第9条第7項に基づく「仮の使用禁止」を発令し、 指導を行う
10月12日	建築基準法第 12 条第 5 項に基づく通知書を交付し、工事内容についての報告を求めた
10月19日	建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書(一部)を受領
10月27日	共同住宅部分の入居募集が不動産掲載情報 (ホームページ 上) に掲載されていることを確認したため、掲載を取り下げ るよう指導する
11月13日	建築基準法第12条第5に基づく報告書(全体)を受領 その後、是正についての指導を繰り返し行う
12月9日	是正の意思を示さないため、法第9条第2項の規定に基づ き、是正措置命令を発令する旨の通知書を交付

5 今後の対応

建築基準法第9条第13項の規定に基づき、当該命令を発令した旨を市報に登載するとともに、横浜市建築局違反対策課のホームページに掲載し、命令の履行を強く求めていきます。

お問合せ先							
建築局違反対策課長	高橋	伸彰	Tel	045 - 671 - 3855			